

平群町公告第9号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年5月27日

平群町長 西脇 洋貴

1 工事内容

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 工事第7-11号 |
| (2) 工事名 | 平群町斎場火葬炉設備修繕工事 |
| (3) 工事場所 | 平群町櫛原地内 |
| (4) 工事種別 | タイル・れんが・ブロック工事 一式 |
| (5) 工事概要 | 火葬炉等の修繕工事 (火葬炉耐火材等全面積替・炉内台車耐火材修繕) |
| (6) 工事期間 | 契約日から令和8年3月19日まで |
| (7) 予定価格 | 17,160,000円（消費税を含んだ額） |
| (8) 最低制限価格 | 15,299,900円（消費税を含んだ額） |
| (9) 入札保証金 | 免除（平群町契約規則に定めるところによる） |
| (10) 入札方法 | 郵便入札 |
| (11) 入札回数 | 1回 |

2 工事の目的

本工事は、現在、火葬業務を行っている平群野菊の里斎場火葬炉の補修工事を実施し、引き続き正常に稼働させるためのものである。

3 発注担当課の名称、住所等

平群町役場 住民福祉部 住民生活課
〒636-8585 平群町吉新1丁目1番1号
電話番号 0745-45-1439
FAX番号 0745-49-0011

4 当該工事に参加を希望する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出日の最終日から契約日までの期間において、平群町建設工事等請負契約に係る指名停止要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない、又は同等の状態にならないこと。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出日の最終日から契約日までの期間において、平群町建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない、又は同等の状態にならないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (5) 当該工事に参加を希望する者に必要な資格における許可の種類とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可をいう。
- (6) 応募要件における認定業種とは、令和6・7年度平群町指名競争入札参加資格において登録されている業種（タイル・れんが・ブロック工事）をいう。
- (7) 応募要件における総合評定値とは、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に関し、同法27条の29により通知された総合評定値をいう。

5 応募要件

| | |
|---------|--|
| 許可の種類 | タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可 |
| 総合評定値 | 7に示す競争入札参加資格確認申請書の申請受付期限以前1年6か月の範囲を審査基準とする経営事項審査（最新の総合評定通知書）で、「タイル・れんが・ブロック」の総合評定値（P）が1,100点以上の者 |
| 施工実績 | 平成12年度（「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成12年3月厚生省生活衛生課長通知）以降に、元請として受注し、新築または改築した火葬場で2炉以上1系列の火葬炉（火葬炉2炉以上に対し集塵設備等以降に設備を1つの排気系列）を2系列（4炉以上）備え、燃料を灯油とし、自ら設計、製造して、設置が完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。 |
| 配置予定技術者 | 現場代理人、タイル・れんが・ブロック工事の技術者の資格を有する者で同種工事の経験がある者。 |
| その他 | 本工事仕様書を履行可能な者 |

6 手続きのスケジュール（変更になる場合がある。）

| 手続等 | 期間・期日・期限等 | 手続の方法 |
|------------------|---------------------------------|----------|
| 質問書の受付 | 令和7年6月9日（月）午後5時まで | 10のとおり |
| 回答期限 | 令和7年6月11日（水） | 10のとおり |
| 競争入札参加資格確認申請書の受付 | 令和7年7月 2日（水）午後5時まで | 8, 9のとおり |
| 競争入札参加資格の確認・通知 | 令和7年7月 4日（金） （仕様書を同封・入札時に返却） | 11のとおり |
| 欠格理由の請求 | 令和7年7月16日（水）午後5時まで | 12のとおり |

| | | |
|-------------|--------------------|--------|
| 欠格理由の説明 | 令和7年7月18日（金） | 12のとおり |
| 仕様書に対する質疑受付 | 令和7年7月10日（木）午後5時まで | |
| 仕様書に対する質疑回答 | 令和7年7月11日（金） | |
| 入札書提出期限 | 令和7年7月24日（木）午後5時まで | |
| 開札 | 令和7年7月25日（金）午前10時 | |

7 競争入札参加資格確認申請書の提出方法

6に示す期間内に平群役場住民福祉部住民生活課に郵送で提出すること。
提出がない場合は、以降の手続きに進めない。

8 競争入札参加資格確認申請書等の審査

当該工事に参加を希望する者は、該当の工事に示す通り競争入札参加資格確認申請書等を提出し、応募要件の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成などに要する費用は、申請者の負担とし提出された書類は返却しない。
- イ 競争入札参加資格確認申請書等はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、本庁において無断使用しない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該工事への参加を認めないとともに、競争参加資格の停止を行うことがある。

9 競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 応募要件確認資料

ア 配置予定技術者調書

5に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、参加資格確認申請時に配置予定ができない場合には、複数の候補者を記入することが出来るが、この場合、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に選任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工にあたって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

イ 同種の工事の実績調書

5に掲げる資格があると判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件、様式2に記載すること。

ウ 確認資料

アの配置予定技術者の経験及びイの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判断できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

1 0 競争入札参加資格確認申請書に関する質問回答

(1) 質問については、7に示す期限までにファクシミリで平群町役場住民福祉部住民生活課へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 回答については、応募要件に関する質問にあつては速やかに、競争入札参加資格確認申請書に関する質問にあつては、7に示す日に平群町役場住民福祉部住民生活課から競争入札参加資格確認申請書を提出した者に直接ファクシミリにより回答する。

1 1 審査結果の通知

競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、審査結果について書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、書面にて通知するものとする。(FAXで速報をするものとする。)

1 2 応募要件を満たさなかった者に対する理由説明

応募要件を満たさなかった者は、本町に対して、応募要件を満たさないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面で、通知を受けた日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)を経過する日までに提出した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日(閉庁日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

1.3 契約者決定方法

- (1) 応募要件を満たす者が複数と認められる場合においては、応募要件を満たしている者による、価格競争入札により契約の相手方を決定するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当し、応募要件を満たす者が1社となった場合においては、地方自治法第167条の2の規定により随意契約手続きに移行するものとする。
 - ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等の内容に虚偽が判明した場合。
 - イ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさないこととなった場合。
 - ウ 競争入札参加資格確認申請書を提出している者が申請を取り下げた場合。
 - エ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後に入札又は見積を辞退した場合。

1.4 その他

- (1) 当該工事に参加を希望するものは、本公告文等を熟読し競争入札参加資格確認申請書を作成すること。
- (2) 審査結果の通知後、契約を締結するまでに申請者が競争参加資格の停止の措置等に該当する行為を行ったときまたは入札参加除外措置に該当した場合は決定を取り消すことがある。
- (3) 書類の提出については、提出方法が指定されているものを除き、郵送によるものとする。
 - ア 郵送による書類の提出とは、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便もしくは、特定記録郵便等と同様な取り扱いであれば、宅配便等の利用も可能とする。
 - イ 普通郵便等配達記録が残らない方法、直接持参された提出物はすべて無効とする。
 - ウ 同封する返信用封筒等も同様の取扱いとする。
- (4) 使用する印鑑は、平群町入札参加資格審査申請書「令和6・7年度平群町建設工事」を提出し、当該資格を有する者として登録されている者は、平群町に届出済の印を、本件手続き開始時から契約終了まで使用すること。